

岩手県告示第260号

令和元年8月22日付け官報第76号登載保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年農林水産省告示第720号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和元年9月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨
 - （1） 指定施業要件を変更した森林の所在場所 和賀郡西和賀町耳取49地割121の3、121の58
 - （2） 所在が不明である通知の相手方 高橋和子、高橋トシ
- 2 通知の内容を掲示した場所 西和賀町役場